

◆実特法に基づく届出

外国の金融口座を利用した国際的な脱税および租税回避に対処するため、日本を含む OECD 加盟国では、非居住者の口座情報等を各国の税務当局間で交換するための国際ルールとして、「共通報告基準（CRS）」を策定しました。

日本もこれを遵守するため、国内の金融機関に対して 2017 年 1 月 1 日より、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（実特法）」に基づき、対象となるお取引を行う際にお客さまから税法上の居住地国等を記載した「届出書」をご提出いただき、お客さまの居住地国が法令で指定された外国の場合等は、お客さまの金融口座情報等を収集し、国税庁に対して定期的に報告することを義務付けています。

このため、お客さまの税務上の居住地に日本以外の居住地があり、その居住地が報告対象国である場合、本サービスから住所変更などのお申込みをいただくことはできません。

なお、当金庫とのお取引を開始して以降、居住地国等の変更があった場合には、変更が生じた日から 3 ヶ月以内に異動届出書をご提出いただく必要があります。

◆犯罪収益移転防止法に関する確認（外国 PEPs）

犯罪収益移転防止法により、金融機関等は、お客さまと一定の取引を行う際に、お客さまが外国の元首または外国政府において重要な公的地位を有する者等に該当する者であることを確認する必要があります。

このため、「ご自身またはご家族」が外国の要職にある（またはあった）者に該当する場合、本サービスから住所変更などのお申込みをいただくことはできません。

なお、外国政府等において重要な地位を占める者およびその家族とは、以下をいいます。

1. 以下の①～④（過去に①～④であった者を含む）に該当

- ① 外国の元首
- ② 外国政府において以下の職に相当する職にある者
 - ・日本における内閣総理大臣、国务大臣、副大臣
 - ・日本における衆議院（副）議長、参議院（副）議長
 - ・日本における最高裁判所裁判官
 - ・日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員
 - ・日本における統合幕僚（副）長、陸上幕僚（副）長、海上幕僚（副）長、航空幕僚（副）長
- ③ 外国の中央銀行の役員
- ④ 外国の予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

2. 上記 1 に掲げる者の家族（以下①～⑤）に該当

- ① 配偶者（事実婚を含む。以下、同様。）
- ② 父母
- ③ 子
- ④ 兄弟姉妹
- ⑤ ①～④以外の配偶者の父母、および配偶者の子

◆外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に係る申告

米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）および関連する日米当局声明により、お客さまが税法上の米国人（米国市民（米国籍保有者）または米国居住者）に該当するか否かを確認し、該当する場合にはお客さまの情報を米国内国歳入庁へ報告することが金融庁および国税庁より要請されています。

このため、税法上の米国人（米国市民（米国籍保有者）または米国居住者）に該当する場合、本サービスから住所変更などのお申込みをいただくことはできません。